

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月28日

新潟県議会議長 小川 和雄

新潟県議会規則第1号

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県議会会議規則（昭和26年新潟県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第162条関係）				別表（第162条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
(略)				(略)			
新潟 県政 務活 動協 議会	政務活動費の 効果的かつ適 正な執行等に 関する協議又 は調整	正副議長及び 会派（新潟県 政務活動費の 交付に関する 条例（平成13 年新潟県条例 第33号）第5 条第1項の規 定により会派 結成届を提出 した会派をい う。）から選出 された議員	(略)	新潟 県政 務調 査協 議会	政務調査費の 効果的かつ適 正な執行等に 関する協議又 は調整	正副議長及び 会派（新潟県 政務調査費の 交付に関する 条例（平成13 年新潟県条例 第33号）第5 条第1項の規 定により会派 結成届を提出 した会派をい う。）から選出 された議員	(略)

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。